

少年法改正案について考える緊急集会の集会声明

6月18日、東京で開かれた触法少年の少年法と児童福祉法の各手続について研究している「触法少年研究会」、前回の少年法改正の問題点や少年犯罪、少年の司法について検討している市民団体「子どもと法21」、不登校の子どもらの居場所、学び場のNPO法人「東京シュール」共催の集会に参加した多くの出席者、及びこれらの会の一部の会員らは、現在国会で審議中の少年法改正案について、下記の通り問題が多く、反対であることを声明する。

警察官の調査権限の拡大強化、少年院送致の下限撤廃、保護観察中の遵守事項を守らない少年に対する施設収容処分及び児童相談所の調査機能や児童自立支援施設の機能を大きく後退させるなど余りにも問題が大きい。重大な事件も含めて、非行を起こした子ども達の立ち直りには福祉・教育的対応が必要で、国選付添人制度の導入を除き、反対である。

本日の集会には少年法の学者、児童相談所の職員、弁護士、学生、元調査官、教育関係の市民団体の関係者、少年冤罪の被害にあった少年の母親、マスコミ関係者、教師など、今回の少年法改正案に関心のある人々が集まり、議論がなされた。触法少年のように年齢が低ければ低いほど未熟で、防御力が弱く、それ故に聞き取りや調査、捜査には一定の対応、配慮が必要である。犯人を見逃さず、警察の方向と違う供述を嘘と見なし、治安の職責から逃れる事の出来ない警察は、子どもの成長発達の職責を負い子ども達の言い分を聞きながら自立支援していく福祉機関とは違う。そして、刑法上も触法行為は犯罪でなく、警察が捜査・調査できないというのが法律の原則である。それ故に少年法と児童福祉法との関係で触法少年については児童福祉機関先議主義となっている。警察は、触法行為の任意の手続による発見のみで、あとは児童相談所に送致し、児童相談所は福祉的な児童福祉法26条以下の措置をすることになっている。ところが、このような警察と児童相談所の分業と協業の関係が、本来児童相談所がやるべき触法少年の指導を警察が次第に浸食することになった。昭和31年には警察が児童相談所に送った率は73.6%であったにも拘わらず、昭和57年には14.9%しか送っていない。昭和30年と平成5年の警察の予算は60倍に増えているにも拘わらず、福祉分野では児童福祉の数は10万人に1人という枠組みは最近まで全く変わっていない。今、児童相談所は虐待で忙しく、触法まで手が回らないと言われているが、児童相談所において非行相談や触法事案に丁寧に十分な対応をしたいと望んでいる児童福祉司の要求に見合うような人もお金も掛けようとせず、これを警察に任せるということになれば、そのツケを子ども達が負わされ、警察権限がこの分野にも益々拡大し、福祉的対応

が後退し、警察からの人権侵害、冤罪などが増えることが懸念される。

私たちは警察権限を拡大するのではなく、今こそ福祉機関、児童相談所の条件整備を求めることが、子ども達にとって大切なことであると考えている。また、少年院は自立支援施設とは異なる集団的な厳しい規律によって、少年に規範を遵守する精神を育てることを目的としているが、触法少年の場合、取り分け重大な事件を犯すに至った少年ほど被虐待体験を含む複雑な生育歴を有し、人格形成が未熟で対人関係を築く能力に欠け、規範を理解して受け入れるところまで育っていないことが多い。従って再犯防止のためには、なるべく一般社会に近い形で、親代わりのように少年と寝食を共にしてくれる福祉施設の職員や、同年代の児童たちのとの関わりの中で、育ち直しをはかる必要がある。従来、そのようにして触法少年の重大事件の場合にも児童自立支援施設での育ち直しが成功した実践例も多く、従って14歳未満の少年については重大事件であったとしても児童自立支援施設こそが相応しい処遇機関であると考えられる。

次に保護観察中の遵守事項を守らない少年に対して、家庭裁判所が少年院送致の処分を言い渡すことについてもそうである。少年の立ち直り、自立へ向けた道のりは長く、保護司の役割は少年との信頼関係を築きながら、少年の試行錯誤を見守り、立ち直りに向けた少年自身の努力を助けながら更生へと導くことである。現実の保護観察の現場では、審判直後のオリエンテーションが不十分であったり、担当保護司とのミスマッチ、問題が発生した際の観察所の調整不足など、子どものみを責められない理由で、保護司訪問ができなくなってしまいう例も少なくない。これら現実の保護観察がどのようになされているかを充分検討せず、単に遵守事項違反で少年院へ送致するのはあまりにも厳しく、子どもの納得にも繋がらない。保護観察の充実こそ考えて欲しい。現状も見ないでつくられた今回の改正案は、少年と保護司との間の信頼関係を破壊し、保護観察を脅かしと監視によって行うもので、少年が自らの悩みを率直に語るができなくなり、少年の立ち直りを図ることも困難となってしまう。

次に虞犯とは、犯罪ではなく、「保護者の監督に服しないなど、将来、法を犯す行為をする恐れのある少年」と定義され、その限界は曖昧で、その上、法案では「虞犯少年である疑いのあるもの」が調査対象である。警察官がその気になれば、事実上全ての子どもについて調査権限を行使できることになり、必要があれば、少年保護者、関係者を呼び出し、質問することが出来るようになり、さらに、学校、福祉団体その他に報告を求めることが出来ることになる。

年令を問わず、全ての子どもに児童相談所や家庭裁判所に虞犯で送致するかどうかの判断ができるようになるから、送致するかどうかを見極めるため、調査の名による監視をいつまでも継続できるようになる。

2003年中に、喫煙や深夜徘徊などの不良行為で警察に補導された少年は、130万人いて、同年の10才から19才までの人口は1311万人だから、10人に1人が警察から声をかけられており、これが、法律で公認されるようになると、呼び出し、質問権限が付与され、さらに保護者、学校関係団体に対する警察の権限が拡大されるのである。警察は捜査機関であるという使命故に行き過ぎが起こりやすい。このように虞犯の恐れという非常に漠然とした明確でない対象をこの捜査機関が調査することの危険性を理解して欲しい。その為にも福祉の実現が重要である。このように警察の監視を強め教育福祉の後退に繋がる制度については反対である。

今回の集会で報告された冤罪事件をみても、少年には被暗示性、被誘導性が強く虚偽の自白をしてしまうことが多く、これら冤罪を防止する意味でも少年事件におけるその調査が正しくされる意味でも国選付添人制度の拡充が必要である。また取り調べの全過程をビデオ録画、テープ録音するなどの可視化も必要である。

最近の少年犯罪では、被虐待体験を含む複雑な生育歴を有し、人格を傷つけられた経験を有し、そのような少年に対しては福祉的、教育的な観点から非行に至る背景を探り、ケアをすることが必要で、虐待問題で忙しいからといって、非行問題のみを児童相談所から切り離して警察に委ねることよりも、逆に児童相談所の関与を強め、総合的な対策を取ることによって、少年の自立援助を図ることが児童相談所に求められ、十分な予算をつけて体制強化を図ることが必要である。

平成 17年 7月 7日

衆議院法務委員会 委員各位 御中
参議院法務委員会 委員各位 御中

連絡先 東京都中央区銀座 3-3-6 銀座モリタビル4階
児玉法律事務所

弁護士 児 玉 勇 二
同 杉 浦 ひ と み
電話 03-3535-2754 FAX 03-3535-2755
E-mail y-kodama@law.email.ne.jp